

## 令和7年第3回定例会

# 歌志内市議会会議録

## 第1日目（令和7年9月9日）

---

（午前 9時59分 開会）

### 開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、令和7年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番佐藤良治さん、4番松井敬道さんを指名いたします。

### 会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月11日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月11日までの3日間と決定いたしました。

### 諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

遠藤議会事務局長。

○議会事務局長（遠藤裕子君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案11件、報告2件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和7年第3回臨時会以降昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政についての報告を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

市政報告。

旧上歌会館（悲別ロマン座）の炭鉄港（日本遺産）構成文化財追加認定につきまして、報告をさせていただきます。

このたび、旧上歌会館の構成文化財追加認定につきましては、令和7年1月に、炭鉱・鉄道・港湾を結びつけるストーリーを作成し、観光資源や炭鉱遺産としての可能性や歴史的背景を踏まえ、当市の炭鉱文化を象徴する建物として、今年2月に推進協議会より文化庁へ申請を行いました。厳正な審査の結果、7月31日に、旧上歌会館（悲別ロマン座）が文化庁の構成文化財として追加認定されました。

この炭鉱の構成文化財追加認定を記念いたしまして、8月25日に旧上歌会館において、市主催による追加記念セレモニーを開催いたしました。追加記念セレモニーにおいては、炭鉄港推進協議会会員の各市町の首長のほか、本市の市議会議員、教育委員の方々に御出席いただき、関係者約40名、市関係者が20名、一般の方々20名、総勢約80名の出席をいただき、桜井推進協議会会長から認定証明証が授与され、最後に出席者全員で記念撮影を行い、セレモニーを滞りなく終えることができました。

また、炭鉄港推進協議会においても、6年に一度の日本遺産総括評価継続審査を経て、文化庁から日本遺産の継続認定されたお祝いを、追加記念セレモニー終了後、炭鉄港推進協議会主催の下、炭鉄港日本遺産認定継続記念祝賀会が、関係者約40名により、チロルの湯で執り行われました。

以上、市政報告といたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、市政報告を終わります。

## 報 告 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第10号令和6年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） —登壇—

改めまして、おはようございます。

報告第10号令和6年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、将来負担比率は算定されないため、数値は表示されません。

実質公債費比率は7.9%であります。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第10号は報告済みといたします。

## 報 告 第 1 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第11号令和6年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） —登壇—

報告第11号令和6年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

会計の名称、病院事業会計、下水道事業会計、全ての会計において資金不足額がないため、数値は表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第11号は報告済みといたします。

ここで、暫時休憩いたします。

〔織田教育長、退席〕

午前10時09分 休憩

---

午前10時09分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第31号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第31号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第31号教育委員会教育長の任命について、御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠100番地1。

氏名、織田靖雄。

生年月日、昭和37年1月1日。

提案理由は、教育長織田靖雄氏が令和7年11月30日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

織田靖雄氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、これに同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔織田教育長、着席〕

午前10時12分 休憩

---

○議長（川野敏夫君） ここで、ただいま教育委員会教育長に任命同意されました織田教育長より御挨拶を受けたいと思います。

織田教育長、御登壇願います。

○教育長（織田靖雄君） ー登壇ー

おはようございます。

今ほど、私の教育長の再任に当たり、議員の皆様にご同意いただきましたことに対し、心よりお礼申し上げます。

引き続き、教育長としての重責を担わせていただくことになり、改めてその責任の大きさを痛感しております。

これまでの任期におきましては、学力向上と豊かな人間性を育む教育の推進、ICT教育環境の整備、地域との連携による学校教育の活性化など、様々な課題に取り組んでまいりました。特に、市内に点在する子育て支援施設を統合する一元化施設の建設に当たっては、各方面からの御理解を得ながら、令和8年4月に供用開始となるよう、現在工事が進められているところでございます。今後の任期におきましても、この一元化施設の運用をしっかりと軌道に乗せるとともに、次年度よりスタートする歌志内市総合計画に基づき、これまでの成果や課題を明確にし、幼児・学校教育、そして社会教育の推進、芸術・文化・スポーツの振興をさらに充実発展させるため、全力を尽くしてまいる所存でございます。

議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方の温かい御指導、御助言、そして御協力を賜りますようお願い申し上げます、再任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） ありがとうございます。

以上で、教育委員会教育長任命同意の御挨拶を終わります。

---

午前10時15分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第32号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第32号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第32号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

記。

住所、歌志内市字神威37番地8。

氏名、高澤悦子。

生年月日、昭和27年11月10日。

提案理由は、教育委員会委員高澤悦子氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

高澤悦子氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、これに同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔高澤教育委員会委員、入場〕

午前10時18分 休憩

---

○議長（川野敏夫君） ここで、ただいま教育委員会委員に任命同意されました高澤教育委員会委員より御挨拶を受けたいと思います。

高澤教育委員会委員、御登壇願います。

○教育委員会委員（高澤悦子君） ー登壇ー

議会中の貴重なお時間をいただきまして、大変恐縮に存じておりますが、先ほど本会議におきまして、私の教育委員再任についての御同意を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

その重責を感じ、今、身の引き締まる思いでございます。

さて、来年4月には、いよいよ児童館等一元化施設が開館します。今回、皆様に御審議いただいている設置条例のとおり、本施設が子どもの居場所づくりの場と位置づけ、教育委員会だけではなく市民の皆様とともに、よりよい施設となるよう関わっていきたくと考えております。

また、義務教育学校歌志内学園の開校から5年目を迎えますが、児童生徒の皆さんは、挨拶などの声がけもでき、健やかに学校生活を送られていると聞いております。これもひとえに校長先生をはじめ教職員の方々の努力のたまものでありますが、私は議員の皆様や市民の皆様からの温かい御意見、御支援などもその一助であると考えております。私も、今後も継続して、さらによりよい学校となるよう関わっていきたくと考えております。

さて、教育の分野は、学校教育については限りなく深く、社会教育では限りなく広い知識が求められていると考えております。このたびの再任に当たりまして、子どもの健やかな成長のため、教育推進のため、大変微力ではございますが、引き続き皆様の御指導、御支援を賜りながら職責を全うしてまいりたいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

ございました。

○議長（川野敏夫君） ありがとうございます。

以上で、教育委員会委員任命同意の御挨拶を終わります。

〔高澤教育委員会委員、退場〕

---

午前10時22分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第33号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第33号歌志内市こども未来地域交流センター条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第33号歌志内市こども未来地域交流センター条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、令和8年4月から新たに「歌志内市こども未来地域交流センター」を開設・運営するに当たり、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市こども未来地域交流センター条例。

第1条は、設置の規定でございます。

子どもの健全育成、居場所づくりの場として広く供するとともに教育・文化活動を通じて市民の交流の場を提供するため、当該施設を設置するものでございます。

第2条は、名称及び位置の規定でございます。

当該施設の名称及び位置について定めるものでございます。

第3条は、管理及び運営の規定でございます。

当該施設の管理及び運営は、教育委員会が行うことを定めるものでございます。

第4条は、使用の許可の規定でございます。

当該施設を使用する者は、教育委員会に申請し、許可を受けること及び許可をする際に条件を付することができることを定めるものでございます。

第5条は、使用の制限の規定でございます。

教育委員会は、第1号から第4号に記載の内容のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができると定めるものでございます。

第6条は、使用料の規定でございます。

教育委員会から使用の許可を得た者は、別表に定める使用料を納付しなければならないことを定めるものでございます。

第7条は、使用料の減免の規定でございます。

教育委員会は、特に必要がある場合は、使用料を減額または免除することができることを定めるものでございます。

第8条は使用料の還付の規定でございます。

第1号及び第2号のいずれかに該当する場合は、使用料を還付することができることを定め

るものでございます。

第9条は、目的外使用等の禁止の規定でございます。

使用者は、許可された目的以外の使用や他へ転貸する、またはその権利を譲渡してはならないことを定めるものでございます。

第10条は、特別設備等の設置の規定でございます。

使用者は、使用に当たって特別な設備を設け、または特殊な物件を搬入しようとするときは、教育委員会の許可を受ける必要があることを定めるものでございます。

第11条は、原状回復の規定でございます。

使用者は、使用を終了したとき、または使用の許可を取り消されたときなど、原状回復しなければならないことを定めるものでございます。

第12条は、損害賠償の規定でございます。

使用者は、施設、設備等を損傷または滅失した場合、教育委員会の指示に従い、損害賠償または原状回復しなければならないことを定めるものでございます。

第13条は、入館の制限の規定でございます。

教育委員会は、第1号から第4号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を拒否または退館を命ずることができることを定めるものでございます。

第14条は、委任の規定でございます。

この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則。

第1項は、施行期日でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、歌志内市民体育館条例の廃止でございます。

本条例を新規制定することに伴い、歌志内市民体育館条例を廃止するものでございます。

第3項は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正でございます。

定例会資料の1ページを併せて御覧願います。

歌志内市子ども未来地域交流センター条例の新規制定により、第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条に1号、第16号子ども未来地域交流センターを加えるものでございます。

附則。

第4項は、歌志内市児童館条例の一部改正でございます。

資料は、3ページにわたります。

第6条並びに第7条の前の見出し及び同条を削り、第8条を第6条とし、第9条から第15条までを2条ずつ繰り上げ、別表1中「東光」を削り「字本町71番地1」を「字文珠201番地2 子ども未来地域交流センター内」に改め、同表「神威児童センター」の項を削り、別表2を削るものでございます。

第5項は、歌志内市立図書館条例の一部改正でございます。

第2条の表、歌志内市立図書館の項位置の欄中「字本町76番地」を「字文珠201番地2 子ども未来地域交流センター内」に改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

第6項は、準備行為でございます。

この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができるものでございます。

別表第1及び第2は、第6条に規定するそれぞれの施設使用料を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号については、行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査に付することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

### 議案第34号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第34号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第34号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、55歳を超える職員の昇給について、他市町村の状況などを勘案して改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の4ページをお開き願います。

第6条は、昇給の基準の規定でございます。

55歳以上の昇給抑制の基準を年から年度に改め、勤務成績が極めて良好または特に良好である場合のみ行うこととなっていた昇給につきまして、良好な成績であれば2号俸昇給するよう改めるものでございます。

これは他市町村の状況を勘案し、55歳以降の職員の労働意欲低下につながらないように改正するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 3件質問いたします。

まず1件目は、今回の改正は55歳を超える職員の昇給について、今まで原則昇給停止だったものを、原則2号俸昇給しようとするものだと思いますが、これは国家公務員と同じ制度内容なのか伺います。

2点目は、提案理由の他の市町村の状況などを勘案して改正するということになっていますが、これはどういう意味なのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

3点目は、55歳を超える職員の昇給について、他の議員の本年3月の議会や予算審査委員会での質問に対し、執行機関は本市の給与については、国に倣った考え方を基本としており、55歳を超える職員の昇給についても国と同様の昇給としている。歌志内はよくても悪くても、給与の部分は人事院勧告に基づいた部分を踏襲している。職員組合に、うちは人事院勧告に基づいて給与を考えているので、財政状況がよくても悪くても、それに倣ってやっているの御理解いただきたいということで了承を得たと答弁をされております。

議会にも職員組合にも、給与は人事院勧告に倣って実施する旨の説明を正式にしているのに、半年もたたないうちに、なぜ国家公務員にない制度の提案がされることになるのか伺います。お願いします。

○議長（川野敏夫君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） まず一つ目の件につきましてですけれども、国の制度は標準的にはゼロ号俸の昇給ということで、今回の提案につきましては、国とちょっと違う形になるというものでございます。

2件目につきましては、他市町村の状況ということでございますけれども、道内全市町村の例規を調べたところ、標準の昇給をゼロ号俸ではなく2号俸としている団体につきましては、全市町村の約3割、空知に限りますと約4割の市町村が2号俸としているという状況でございます。市に限っていいましても、割合的には全道では3割、空知では4割と、割合は同じような状況でございます。

3番目の国に準拠している方針からの変更についてでございますけれども、近年、議員の皆様からも御指摘のありますとおり、職員の中途退職というものが大変大きな人事上の課題となっている状況でございます。中高年齢層の職員の執務意欲の維持確保を図ることが非常に重要なものということになっておりまして、その点につきまして、今回、昇給の条件を変更することで、ここら辺について抑制していきたいと考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 労働意欲が低下云々という話がありましたが、国家公務員も同じだと思います。民間の給与制度と比べて問題があるということであれば、人事院勧告により、国家公務員の給与の制度も改正されると思います。国の給与制度の専門機関である人事院において、勧告されていない制度について、独自に人事委員会の組織を持たない本市が何を根拠に国家公務員にない制度を導入しようとしているのか伺います。

次に、本市の自主財源である市税は、収入の3.8%で非常に低く、56.9%と収入の大層を占める地方交付税に依存する非常に脆弱な財政構造です。中でも特別交付税は、本市の特殊事情を様々な形で訴えることにより、他市町村に比べ非常に大きな金額の配分を受けている貴重な財源だと思います。それが、今回の給与条例の改正により、歌志内市は財政的に余裕があ

るから国家公務員の制度を上回る独自制度を導入すると受け取られ、特別交付税の特殊事情など様々な形で減額されるなどの懸念があると思いますが、執行機関としてはどのように考えているのか伺います。

○議長（川野敏夫君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 今回、市独自で改正を行う根拠につきましては、まず、職員の中途退職の問題が非常に大きなものというのでありまして、この部分について改善していかなければならないというところが大きな問題でございました。

人事院勧告に沿わないような形になるとは思いますけれども、この点については、特に歌志内市は職員の年齢構成が非常にアンバランスということで、中高年齢層の職員の執務意欲、これが低下することによる中途退職を防ぐということが非常に重要という考えがございまして、ここは人事院勧告に倣わないところではございますけれども、踏み切ったというところでございます。

次の特別交付税の影響についてですけれども、こちらにつきましては、地域の事情ということとを十分説明して対応していきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 今の答弁ですが、独自に人事委員会の組織を持たない本市が、客観的な根拠にはならないと思うのです。その辺についてどのように思っているのか、再度答弁をお願いします。

あと、地方公務員の給与制度については、公務としての近似性、類似性を重視して地方公務員と同様に、情勢適応の原則の下にあり、人事院等の専門的な体制によって設計されている国家公務員の給与制度を基本とすべきだとされていると思います。国家公務員にない制度を導入するのであれば、55歳を超える国家公務員と本市の職員の何が違って、どうしてこのような制度を導入しなければならないのか、しっかり説明をしていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） まず、人事委員会等がないということにつきましてですけれども、こちらにつきましては、市長の判断というところで進めていくという状況でございます。

次の質問につきましても、当市の職員構成の問題もございまして、地域事情によるものが大きいというところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 私は議案第34号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

地方公務員の職員の給与は、地方公務員法第24条第2項により、生活費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないこととされています。

また、給与制度については、公務としての近似性、類似性を重視して、地方公務員と同様に情勢適応の原則下にあり、人事院等の専門的な体制によって設計されている国家公務員の給与

制度を基本とすべきとされています。

独自に人事委員等の専門的な組織を持たない本市において、職員の給与は国家公務員の給与制度に合わせるべきであり、前市長、前々市長の時代から、職員の給与の部分についてはよくとも悪くとも人事院勧告を踏襲していたと思います。

柴田市長になってから、以前にも職員の昇給において、国の基準の約4倍の職員を不明瞭な基準により標準職員の2倍に昇給したこともあり、今回も特段な根拠もなく国家公務員にない昇給制度を導入することは、国家公務員の給与制度を基本とする法律の趣旨から逸脱することになると思います。このため、今回の職員給与条例の一部改正のような国家公務員の給与制度を上回ることになる独自制度は設けるべきではありません。

また、本市は特別交付税の特殊事情などにより様々な場面で財政状況が厳しいことを国に訴え、非常に手厚い配分や支援を受けていると思いますが、国家公務員を上回る制度を導入することにより、財政的に余裕があると判断され、これらの手厚い配分や支援に影響することが懸念されます。

よって、議案第34号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、反対いたします。

以上でございます

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ただいま松井議員より、議案第34号についての反対討論がありましたが、私は本議案に賛成の立場から討論をいたします。

本市では、これまで人事院勧告に基づいた条例改正を行っており、55歳以上の職員の昇給停止につきましても、平成26年度以降、原則昇給停止となっているのが現状であります。しかしながら、ここ数年、若手をはじめ中堅職員の中途退職が相次ぎ、人員、人材不足は本市にとって、とても大きな課題となっております。さらに、55歳以上の職員、管理職の方々は手薄な中堅層職員の仕事をカバーするなど、その職務は増大するばかりであります。そのような中での昇給停止は、モチベーションの低下や中途退職を後押しする結果にもなりかねません。

また、道内市町村全体の3割強の団体が今回の改正と同じく、2号俸昇給とする原則昇給抑制措置を行っている状況でもあります。

本市にとって、重要な人材である55歳以上の職員のモチベーションを保ちつつ働き続けていただくためにも、今回の改正は必要であると考えます。

以上の理由から、私としては、議案第34号に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第34号について起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 3 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第35号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第35号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体から、江差町・上ノ国町学校給食組合の解散による脱退に伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の5ページをお開き願います。

今回の変更は、提案理由で説明いたしました江差町・上ノ国町学校給食組合の解散による脱退に伴い、一部事務組合名を列記している別表を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第36号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第36号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する団体から、江差町・上ノ国町学校給食組合の解散による脱退に伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の6ページを御覧願います。

今回の変更は、提案理由で御説明いたしました江差町・上ノ国町学校給食組合の解散による脱退に伴い、一部事務組合名を列記している別表第1及び別表第2を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第37号より議案第39号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第37号より、日程第15 議案第39号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） —登壇—

議案第37号の決算認定につきまして御提案申し上げます。

なお、議案第38号につきましては市立病院事務長から、議案第39号につきましては建設課長より御提案申し上げます。

議案第37号令和6年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、令和6年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、令和6年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和6年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の3会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

令和6年度各会計決算の概要でございますけれども、朗読いたしまして、説明に代えさせていただきます。

#### 1、令和6年度各会計決算の概要。

令和6年度は、歌志内市総合計画の後期基本計画も終盤となり、これまで実施した事業の結果を踏まえるなど、目標の達成に向けた施策を展開しつつ、限られた財源を効率的、効果的に活用し、市内事業者への支援継続や地域経済の活性化、医療福祉や消防救急体制の整備、住環境・教育環境の整備などの充実強化を図り、「みんなで創る笑顔あふれるまち」、「すべての市民が幸せを実感できるまちづくり」の実現を目指してまいりました。

「活力と魅力あふれるまち」として、人口の減少を抑制するべく各種助成をはじめとした移住定住の施策を引き続き促進するほか、商業振興と消費喚起を目的とする「プレミアム付商品券発行事業」の継続、道の駅附帯施設リニューアルオープンに向けた施設改修など、地域経済及び市民生活の活性化を図りました。

また、「豊かな心を育む教育と文化のまち」として、令和8年度の供用開始に向け、児童センター等一元化施設の建設工事に着手するとともに、著しく老朽化した教職員住宅の建設工事のほか、本市が独自に実施している各種の就学支援、助成等の制度を継続し、子育て世帯への経済的負担軽減を引き続き図るなど、基本目標に掲げる各種施策の実施に取り組みました。

1、決算規模及び収支の状況であります。一般会計以下3会計における歳入歳出決算の総額は、歳入49億7,231万9,000円、歳出46億4,703万7,000円で、3億2,528万2,000円の黒字となりました。前年度と比較し、歳入で4,999万8,000円、1.0%の増、歳出で1,510万1,000円、0.3%の減となりました。

各会計別の収支は、一般会計で3億2,321万円、国民健康保険特別会計で195万円、後期高齢者医療特別会計で12万2,000円の黒字となりました。

次に、2、歳入歳出の状況でございます。

(1) 一般会計では、歳入増となった主な科目は、繰越金8,839万9,000円（対前年度比52.7%）、繰入金7,951万7,000円（同161.8%）などで、前年度を上回りました。

その内訳としては、繰越金は前年度繰越金の増、繰入金は児童センター等一元化施設建設事業に伴う公共施設等整備基金の取崩しによる増となっております。

一方、歳入減となった主な科目は、地方交付税4,817万2,000円（対前年度比△1.7%）、市税4,719万3,000円（同△20.6%）などで、前年度を下回りました。

その内訳としては、地方交付税は普通交付税及び特別交付税ともに減、市税は法人市民税の減となっております。

歳出（性質別分析）では、投資的経費が5億2,137万円（構成比11.6%）、義務的経費が20億1,225万3,000円（同44.9%）、その他の経費が19億5,108万2,000円（同43.5%）となっております。

前年度との比較では、投資的経費が4,710万円（対前年度比9.9%）の増、義務的経費が1億2,348万2,000円（同6.5%）の増、その他の経費が1億7,598万2,000円（同△8.3%）の減となりました。

投資的経費の増は、児童センター等一元化施設建設事業における工事請負費の増によるもので、義務的経費の増は、給料表及び期末・勤勉手当支給率の改定による人件費の増、その他の経費の減は、公共施設等整備基金への積立金の減によるものです。

（2）特別会計では、2会計合わせて歳入総額は1億6,440万4,000円で、前年度と比較して1,170万2,000円（対前年度比△6.6%）の減で、その主な要因は、国民健康保険特別会計における繰入金及び諸収入の減によるものです。

次ページに参りまして、歳出は、義務的経過が1,492万5,000円（対前年度比7.0%）、その他の経費が1億4,740万7,000円（同△6.8%）、総額1億6,233万2,000円で、前年度と比較して970万1,000円（同△5.6%）となっており、その他の経費の減の主な要因は、国民健康保険特別会計における負担金の減によるものでございます。

次に、3、財政構造（普通会計ベース）であります。指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は98.6%（前年度92.8%）、財政力の強弱を示す財政力指数は0.108（同0.103）、公債費比率は5.4%（同5.4%）でございます。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰出金などを含めて算出した実質公債費比率は7.9%（同8.7%）です。

次に、4、投資的事業（1件1,000万円以上）であります。教職員住宅建設事業（新築）、定住促進事業（住宅建設等奨励金）、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、ごみ分別収集事業（繰越明許）によるじん芥収集車整備、観光施設活性化推進事業（チロルの湯改修）、道の駅附帯施設改修事業（厨房設備改修）、住宅改修事業（屋上防水・外壁塗装、解体除却）、児童センター等一元化施設建設事業（新築）となっております。

5、各会計補正予算以下の説明につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上が令和6年度各会計決算の概要でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 説明の途中ですが、ここで10分間程度休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） 一登壇一

議案第38号令和6年度歌志内市病院事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

議案第38号令和6年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度歌志内市病院事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

内容につきましては、令和6年度歌志内市病院事業会計決算書により御説明いたしますので、病院事業会計決算書の8ページをお開き願います。

令和6年度歌志内市病院事業報告書でございます。朗読いたしまして説明に代えさせていただきます。

だきます。

令和6年度歌志内市病院事業報告書。

## 1、概況。

### (1) 総括事項。

令和6年度におきましては、令和6年3月に策定した歌志内市立病院経営強化プランを病院運営の指針に掲げ、自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

医師体制につきましては、年度当初から副院長として新たな固定医師1名を確保することができたことから、年間を通して2名体制となったほか、北海道大学病院や北海道地域医療振興財団からの継続支援により、診療体制に支障とされない運営を維持することができました。

一方、経営面では、外来収益がやや増加しましたが、患者数の減少により入院収益が大きく減額したことなどの影響により、病院事業収益が前年度と比べ641万5,000円の減となりました。

また、費用においても、給与改定などの影響により給与費が大きく増額したことなどから、病院事業費用が前年度と比べ2,105万4,000円の増となりました。

結果として、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図りましたが、当年度収支で5,810万3,000円の純損失が生じ、累積欠損金が8億5,171万円で本年度の事業運営を終えたところであります。

### (ア) 患者の状況。

年間延べ入院患者数は1万5,334人(1日平均42.0人)で、前年度より311人(1日平均0.7人)の減少、外来患者数は9,793人(1日平均40.3人)で、前年度より317人(1日平均1.3人)の増加であります。

### (イ) 財政状況。

(収益的収入及び支出)。

財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び18ページから20ページの収益費用明細書により御説明いたします。

収益的収支につきましては、病院事業収益が5億7,080万8,000円で、内訳は、医業収益が3億3,366万9,000円、医業外収益が2億3,285万6,000円であり、病院事業収益を前年度と比較しますと641万5,000円の減であります。

その主な内訳は、医業収益の入院収益が1,255万8,000円の減、外来収益が232万円の増、その他医業収益が522万3,000円の減であり、医業収益総体では1,546万1,000円の減であります。

医業外収益では、他会計補助金が524万1,000円の増、補助金が110万4,000円の減などとなり、医業外収益総体では476万3,000円の増であります。

また、特別利益428万3,000円が皆増となっております。

一方、病院事業費用は6億2,891万1,000円で、内訳は医業収益が5億9,828万7,000円、医業外費用が3,062万4,000円であります。

病院事業費用を前年度と比較いたしますと2,105万4,000円の増で、その内訳の主なものは、医業費用の給与費が1,622万円の増、経費が434万4,000円の増、減価償却費が401万9,000円の増となり、医業費用総体では2,223万9,000円の増であります。

医業外費用は、雑損失が資本的支出で実施した改築工事や資産購入に係る仮払消費税の減少

などにより145万7,000円の減となり、医業外費用総体では118万5,000円の減であります。

(資本的収入及び支出)。

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書により御説明いたします。

総収入額は8,137万1,000円で、内訳は、企業債が6,240万円、出資金が1,683万4,000円、他会計繰入金が213万7,000円であります。

総支出額は1億372万1,000円で、内訳は、建設改良費が6,732万3,000円、企業債償還金が3,639万8,000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,235万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

以上、病院事業会計の令和6年度事業概況でございます。よろしく御願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 佐渡建設課長。

○建設課長(佐渡憲博君) ー登壇ー

議案第39号令和6年度歌志内市下水道事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

令和6年度歌志内市下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度歌志内市下水道事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容については、令和6年度歌志内市下水道事業会計決算書により御説明いたしますので、下水道事業会計決算書の8ページをお開き願います。

令和6年度歌志内市下水道事業報告書でございます。朗読いたしまして説明に代えさせていただきます。

1、概況。

(1) 総括事項。

(イ) 業務状況。

令和6年度の年間汚水処理量は44万4,320立方メートルで、前年度に比べ1.4%の減少。年間有収水量は30万4,858立方メートルで、前年度に比べ0.6%の増加となりました。この結果、有収率は68.6%で、前年度に比べ1.3ポイントの増となりました。

また、年度末の処理区域内人口は2,521人で、人口普及率は98.9%となりました。

(ロ) 収益的収入及び支出(消費税及び地方消費税抜き)。

総収益は2億4,636万8,000円で、営業収益が6,643万5,000円、営業外収益が1億7,933万3,000円(うち他会計補助金1億118万3,000円、長期前受金戻入7,761万8,000円)、特別利益は60万円となりました。

なお、特別利益は、企業会計への移行時に令和4年度企業債借入60万円の前貸分と本貸分を合計残高試算表に重複登録していたため、企業債残高を減額修正した収益であります。

一方、総費用は2億4,792万6,000円で、営業費用が2億1,591万5,000円(うち減価償却費1億7,468万3,000円)、営業外費用が643万9,000円、特別損失が2,557万2,000円となりました。

なお、特別損失は、令和5年度の減価償却費計上額が過少だったため、3月に補正予算を提出し、減価償却費を増額修正した費用であります。

この結果、当年度純損失は155万8,000円となりました。

(ハ) 資本的収入及び支出(消費税及び地方消費税込み)。

総収入額は507万7,000円(うち企業債290万円、出資金217万7,000円)であります。

一方、総支出額は7,264万円（うち建設改良費386万5,000円、企業債償還金6,877万5,000円）であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,756万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35万2,000円、過年度分損益勘定留保資金310万7,000円、当年度分損益勘定留保資金6,410万4,000円で補填しました。

以上、下水道事業会計の令和6年度事業概況でございます。

議案第37号、議案第38号、議案第39号の決算の認定につきまして、一括御提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第37号より議案第39号まで、一括質疑に入ります。

質疑の際は、議案番号を述べてください。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案第37号一般会計の決算について、市長は決算委員会には出席されないということなので、市長の見解を聞いておきたいと思います。

概要の中で説明されましたけれども、令和6年度というのは大型のハード事業が開始された年となりました。市長の中で、令和6年度という年はどういう位置づけにあったのか、見解を聞いておきたいと思います。お願いします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ありがとうございます。

令和6年度、やはり一元化施設ということで大型建設事業が多くの予算の中、独占したということではないかなと考えております。その中で、誰もが住みやすいまちづくりを継続していかなければならないということで、様々な対応をしてきたところでございます。

令和6年度の決算につきましては、先ほども説明がございましたが、3億2,528万2,000円の黒字となったということでございますけれども、財政状況としては地方交付税が全体の57%を占めるという状況でございますし、自主財源が非常に低いということは今も変わらない状況でございます。

今後も人口減少が想定されますので、しっかりと財源確保、そして事業の効率性などを確認しながら、また議員の皆さんの御支援、御協力をいただきながら進めていかなければならないかなと思います。

その上で、住民福祉サービスの向上ということをしっかり目指してまいりたいと思っております。

また、病院会計、下水道会計につきましても、特別会計の今説明を行ったところでございますが、病院についてはやはり入院患者の確保というところが一番になってくるのかなと思います。診療報酬の改正なども期待しているところでございますし、また、地方交付税、これについてもしっかりと全国市長会に陳情している状況でございますので、それらもしっかりと今後も続けていきたいと思っております。

また、下水道事業会計は、経常収支比率100%以上となっているところでございますけれども、昭和50年代に敷設したパイプについてはもう50年を迎えることとなりますので、しっかりとカメラ調査などを行いながら、悪い部分については直していかなければならないことを考えておりますし、将来人口が少なくなれば更新の時期にはダウンサイジング、口径を小さくするとか、そういったことも念頭に置きながら経費節減に努めていかなければなら

ないと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号より議案第39号までについては、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号より議案第39号までについては、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に、能登直樹さん、佐藤良治さん、山崎瑞紀さん、松井敬道さん、女鹿聡さん、下山則義さん、以上のとおり指名いたします。

#### 議案第40号及び議案第41号

○議長（川野敏夫君） 日程第16 議案第40号及び日程第17 議案第41号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） －登壇－

議案第40号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたします。

また、議案第41号の補正予算につきましては、市立病院事務長より御提案申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議案第40号令和7年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,336万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,140万9,000円とする。

第2項は省略いたします。

以上、議案第40号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） お疲れさまでございます。

それでは、私から一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願ひします。

2 款総務費 1 項総務管理費 3 目広報広聴費 7 節報償費 3 3 2 万円の増額補正につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業に係る補正予算を計上しており、定例会資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の 7 ページをお開き願います。

燃油等価格や物価の高止まりが続いている状況により、地域活動に影響を及ぼしている状況を踏まえ、臨時的な支援として行政協力費を追加交付するものであり、財源については国の臨時交付金を充当するものでございます。

1 8 節負担金補助及び交付金 8 4 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、歌神市街町内会館の修繕工事に伴う補助金で、経年劣化による屋根の修繕及び床部分の柱の座屈解消のための工事費の 7 5 % 相当を助成するものでございます。

なお、定例会資料の 7 ページ右側に町内会から提出されました要望書の写しを掲載しておりますので、御参照願います。

1 2 目諸費 2 2 節償還金利子及び割引料 9 9 4 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、生活保護費国庫負担金等の前年度実績確定に伴う国庫及び道支出金の返還金の増によるものであります。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 1 1 節役務費 4 万 1, 0 0 0 円及び 1 8 節負担金補助及び交付金 2 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、本年 6 月定例会において増額補正いたしました令和 6 年度実施の定額減税等に不足の生じた方への差額給付額について、システム改修を行い算定した結果、件数及び給付額とも見込みを上回り、関係経費に不足が生じるため追加で増額補正するものであります。

なお、本事業におきましても、財源については国の臨時交付金を充当するものであります。

3 目障害者福祉費 1 2 節委託料 1 3 2 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、現在導入している障害者福祉システムにおいて、法律の改正により新たに創設される就労選択支援並びに医療費助成のオンライン資格確認に対応するためのシステム改修費用であります。

1 9 節扶助費 3 8 5 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、本年度に入ってから更生医療の申請があり、新たな対象者が増えたことで、同医療に不足額が見込まれるため 3 7 2 万 8, 0 0 0 円の増及び重度身体障害者世帯に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う 1 3 万円の増であります。

なお、福祉灯油代給付額は 1 世帯当たり 1 万円としております。

2 項老人福祉費 1 目老人福祉事業費 1 9 節扶助費 4 4 6 万円の増額補正は、住民税非課税及び住民税均等割のみ課税の高齢者世帯に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額で、給付額は 1 世帯当たり 1 万円としております。

7 ページに参りまして、4 項児童福祉費 2 目児童福祉事業費 1 9 節扶助費 9 万円の増額補正は、ひとり親世帯に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額で、給付額は 1 世帯当たり 1 万円としております。

次に、5 款労働費 1 項 1 目とも労働諸費 1 8 節負担金補助及び交付金 1 0 0 万円の増額補正は、このたび北海道との共同事業で東京圏から道内に移住し対象法人に就業した方などに支給する移住支援金制度の対象地域になったことから、申請に備えて 1 世帯分の支援金を増額するものであります。

次に、1 5 款 1 項 1 目とも予備費 3 8 7 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費負担金 2 節障害者医療費負担金 1 8 6 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、歳出で計上しております更生医療の増額に伴う負担金の増であります。

2 項国庫補助金 1 目総務費補助金 7 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 5 5 1 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、歳出で計上しております総務費の広報一般経費行政協力費の追加交付分及び民生費の定額減税補足給付金支給事業の財源とするものであります。

2 目民生費補助金 4 節障害者総合支援事業費補助金 2 3 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、歳出で計上の障害者福祉システムの改修経費のうち、新たに創設される就労選択支援に係る補助金で、5 節地域診療情報連携推進費補助金 4 3 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、同じく障害者福祉システムの改修経費のうち医療費助成のオンライン資格確認に係る補助金であります。

次に、1 5 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費負担金 3 節障害者医療費負担金 9 3 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、国庫負担金で説明いたしました更生医療の増額に伴う道負担金の増であります。

2 項道補助金 2 目民生費補助金 9 節地域づくり総合交付金 5 0 万円の増額補正は、歳出で計上しております高齢者世帯等福祉灯油代助成事業の補助金であります。

7 目労働費補助金 1 節 U I J ターン新規就業支援事業補助金 7 5 万円の増額補正は、歳出で計上しております北海道との共同事業である移住支援金制度に係る補助金であります。

次に、1 9 款 1 項 1 目とも繰越金 1 節前年度繰越金 1, 0 0 0 万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

次に、2 0 款諸収入 4 項雑入 3 目 1 節とも過年度収入 3 1 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、障害者自立支援給付費等の前年度実績確定による国庫及び道支出金の追加交付による増であります。

すみません、歳出の御説明で、民生費の社会福祉費社会福祉総務費であります定額減税の補正におきまして、負担金補助及び交付金の金額を 2 3 万 5, 0 0 0 円と言い間違えてしまいました。2 3 5 万円の誤りでございます。訂正させていただきます。

以上で、議案第 4 0 号の補正予算事項別明細書についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。失礼いたしました。

○議長（川野敏夫君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） 一登壇一

議案第 4 1 号令和 7 年度歌志内市病院事業会計補正予算（第 1 号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

議案第 4 1 号令和 7 年度歌志内市病院事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条は省略いたしまして、第 2 条から申し上げます。

第 2 条は、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、収入では、第 1 款病院事業収益の既決予定額 6 億 4, 2 1 2 万 1, 0 0 0 円に 8 9 万 4, 0 0 0 円を増額し、6 億 4, 3 0 1 万 5, 0 0 0 円に改めようとするもので、その内訳は、第 2 項医業外収益の既決予定額 2 億 4, 8 3 0 万 3, 0 0 0 円に 8 9 万 4, 0 0 0 円を増額し、2 億 4, 9 1 9 万 7, 0 0 0 円に改めようとするものです。

支出は、第 1 款病院事業費用の既決予定額 7 億 2, 9 8 3 万 6, 0 0 0 円に 5 0 0 万円を増額し、7 億 3, 4 8 3 万 6, 0 0 0 円に改めようとするものであり、その内訳は、第 1 項医業費用の既決予定額 7 億 2, 0 6 3 万 8, 0 0 0 円に 5 0 0 万円を増額し、7 億 2, 5 6 3 万 8, 0 0 0 円に改めようとするものです。

次に、実施計画並びに説明書について御説明いたしますので、1 ページをお開きください。

まず、支出から御説明いたします。

1 款病院事業費用 1 項医業費用 3 目経費 1 0 節修繕費 5 0 0 万円の増は、当初予算で突発的

な修繕に対する必要な費用を見積もっておりましたが、本年6月以降、院内の空調設備をコントロールする冷温水発生機の不具合が相次いで発生し、8月初旬には一時的に院内の空調設備が全く機能しない状況となるなど、入院患者の療養にも支障が生じることがあり、その都度必要な修繕を行った結果、予算計上した額の大部分を執行する状況となりました。

その後も不具合が発生しており、現在は冷温水発生機2機のうち1機のみで運転している状況で、今回の補正により残り1機の修繕を行うとともに、今後の突発的な不具合等に対応するため、建物等修繕費500万円を増額しようとするものです。

次に、収入について御説明いたします。

1款病院事業収益2項医業外収益5目補助金1節医療・介護・障害施設等物価高騰等支援金89万4,000円の増は、物価高騰の影響を受けている医療機関などの負担軽減を図るため、光熱費等及び食材料費高騰分に対する北海道からの支援金であります。

2ページのキャッシュ・フロー計算書の説明は省略させていただき、3ページの3. 予定貸借対照表につきまして御説明いたします。

御提案した補正予算の結果、4ページの7. 剰余金の(2)欠損金、ロの当年度純損失は、補正前より410万6,000円増の9,987万8,000円、欠損金合計は9億8,748万3,000円となる見込みとなっております。

以上、議案第41号令和7年度歌志内市病院事業会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。よろしく御願いたします。

**○議長(川野敏夫君)** これより、議案第40号令和7年度歌志内市一般会計補正予算(第4号)について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

**○6番(女鹿聡君)** 2点、お聞きします。

1点目、総務費の町内会館の改修の件でございます。

75%の金額をこういう事業を使って負担してもらっているということは、かなり自賄いで管理している、町内会としては大きな事業なのかなと思っております。ただ、25%に関しては自分たちで出さないと駄目だということも考えないと駄目だと思うのです。そういった中で、今後、こういったところが増えてくると思うのです。自賄いで持っている町内会にしては、今後の方向性というのを考えていかないと駄目な時期に来ているのかなと思うのですけれども、その辺の考え方というのを聞いておきたいと思えます。

二つ目でございます。

民生費の福祉灯油の助成事業でございます。

これは、私、年をまたがないで12月に支給できないものかという話を何回かさせてもらって、その声が届いたのかなと思ってはいるのですけれども、これはいつから支給になるのかというのと、今まで1月支給という形になっていたと思うのですけれども、それを年前に支給するのであれば、どういうふうな対象世帯に対しての説明だとかそういうのをを行うのか、聞いておきたいと思えます。

**○議長(川野敏夫君)** 金谷企画財政課長。

**○企画財政課長(金谷恵一君)** まず、私のほうから1点目の町内会館改修事業に係る今後の考え方というか、方向性というお話ですけれども、今回、歌神市街町内会館の改修事業の補正を75%で上げさせていただきました。

基本的に市としての考え方といたしまして、まず地域の自主的に組織する町内会、自治会で

ございますので、行政半分、町内会半分というスタンスの考え方に変わりはありません。ただ人口減少ですとか、物価が高くなっているという状況を踏まえながら、今回、半分のうちのさらに2分の1については市で負担してもやむを得ないという判断の下で、今回負担を75%にしたところでございまして、基本、今後も自主組織という部分がございまして、ある程度、町内会費とかで蓄えをしていただきながら賄えるようにしていただきたいという気持ちがございますので、今のところマックス75%、4分の3という考えでございまして。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 福祉灯油に関してでございますけれども、今、議員から御指摘のあったとおり、早めに支給できないかということで課内で検討した結果、早めにとすることで、その判断としましても令和4年から灯油が高止まりしている状況にあつて、現冬期これ以上下がるということもないので、実施したほうがよいということで判断したところでございます。

早めたところで、今後の市民への周知ですけれども、11月号の広報の折り込みに例年どおりお知らせと申込みの用紙を入れさせていただきますと、11月の中旬には、毎年1月に行っているとおりに、各地に回って交付していくという考えでございまして。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第41号令和7年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。  
本日は、これにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

（午前11時53分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      佐    藤    良    治

署名議員      松    井    敬    道